

転出後も引き続き在籍園で保育を希望される方へ

● 2号認定の継続について

我孫子市内の認定こども園では、教育・保育給付の2号認定対象者は我孫子市に住民票がある世帯のみとなります。そのため、我孫子市外に転出された時点で2号認定は継続できません。転出先の市区町村において1号認定申請の手続きを行ってください。

● 新2号認定について

引き続き保育を必要とされる場合、1号認定に加えて新2号認定（施設等利用給付第2号認定）を受けることにより、預かり保育料に対する給付（施設等利用給付）を受けることが可能です。

※ 認定の違いについては、以下のとおりです。

< 2号認定と1号認定+新2号認定の違い >

認定状況	保育料	預かり保育料
2号認定	無償	認定された時間内であれば、原則無償
1号認定 + 新2号認定	無償	利用日数に応じた額（利用日数×450円）と、実際に園に支払った預かり保育料を月ごとに比較し、低い方を給付。 （月額上限額 11,300円）※半年ごとの償還払い

※ 満3歳児については、新2号認定ではなく、新3号認定となり、非課税世帯のみが申請可能です。

● 申請書類について

教育・保育給付認定、及び施設等利用給付認定を申請される場合、それぞれの認定に対して認定申請手続きが必要となります。

申請に必要な手続き、書類については、在籍されている認定こども園、又は転出先の市区町村にお問い合わせください。

[問い合わせ先] 〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 西別館2階

我孫子市役所 保育課子育て係 電話：04-7185-1111（内線322または572）